

## 女川町建設工事競争入札参加者の資格を定める基準

発注工事の種類		条件		等級	請負工事金額の範囲
大分類	小分類	経営事項審査の総合評点	一級技術者数		
土木工事	土木一式工事	700点以上	4人以上	A	5,000万円以上
		550点以上	1人以上	B	1,500万円以上 5,000万円未満
		450点以上		C	500万円以上 1,500万円未満
		449点以下		D	500万円未満
	水道施設工事	700点以上	2人以上	A	5,000万円以上
		550点以上	1人以上	B	1,500万円以上 5,000万円未満
549点以下			C	1,500万円未満	
建築工事	建築一式工事	700点以上	3人以上	A	8,000万円以上
		550点以上	1人以上	B	4,000万円以上 8,000万円未満
		450点以上		C	500万円以上 4,000万円未満
		449点以下		D	500万円未満
鋼構造物 しゅんせつ工事	鋼構造物工事、 しゅんせつ工事	700点以上	3人以上	A	800万円以上
		699点以下		B	800万円未満
とび・土工・コンク リート工事、解体 工事	とび・土工・コンク リート工事、解体 工事	700点以上	3人以上	A	1,500万円以上
		699点以下		B	1,500万円未満
舗装工事	舗装工事	700点以上	3人以上	A	800万円以上
		699点以下		B	800万円未満
設備工事	電気工事、管工 事、機械器具設置 工事、電気通信工 事	650点以上		A	1,500万円以上
		649点以下		B	1,500万円未満

(注1) 条件の欄に掲げる経営事項審査の総合評点は、法第27条の23第3項に規定する経営事項審査の項目及び基準に基づき算出された総合評点とする。

(注2) 条件の欄に掲げる1級技術者数は、発注工事の種類別の欄に掲げる小分類の工事に対応する業種ごとの法第15条第2号イに規定する者の数とする。

(注3) 土木一式工事、水道施設工事又は建築一式工事のA等級又はB等級にあつては、それぞれ当該等級の経営事項審査の総合評点及び1級技術者数の条件のいずれをも満たした場合に限り当該等級に格付けする。この場合において、A等級及びB等級のいずれにも該当するときは、A等級とする。

(注4) 鋼構造物工事、しゅんせつ工事、舗装工事、とび・土工・コンクリート工事、解体工事のA等級にあつては、経営事項審査の総合評点及び1級技術者数の条件のいずれをも満たした場合に限り当該等級に格付けする。